

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

DNPグループは、「人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する」という企業理念を掲げています。この理念のもと、中長期的にわたり事業を安定的に拡大していくには、企業としての社会的責任を常に認識することが大切と考えており、「価値の創造」「誠実な行動」「高い透明性(説明責任)」の3つを企業が果たすべき責任と捉え、その実践に努めています。

健全な起業家精神に基づく様々なビジネスチャンスに果敢に挑戦するとともに、様々なステークホルダーから信頼されることが、今後の事業競争力の向上に不可欠であるため、内部統制システムを含めたコーポレート・ガバナンスの充実、経営上の重要課題と考えています。的確な経営的意思決定、それに基づく適正かつ迅速な業務執行、並びにそれらの監督・監査を可能とする体制を構築・運用するとともに、個々人のコンプライアンス意識を高めるための研修・教育を徹底しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2021年6月11日に公表された改訂コードの各原則(2022年4月4日以降適用されるプライム市場向けの内容を含みます)について全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、営業政策上の得意先との関係強化や、新技術・新製品の共同開発先との連携強化を目的として、他社の上場株式を取得・保有することがありますが、保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて、保有の意義・目的を定期的に検証し、その結果、保有の意義が薄れたと判断した上場株式については売却することで、政策保有株式の縮減を進めています。

この方針に基づき、2021年3月期は保有上場株式41銘柄の減少となり、資産の効率性を向上・推進させました。

なお、保有株式の議決権行使にあたっては、当該保有先との関係強化・連携強化を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するか否か、並びに当該保有先の株主共同の利益に資するか否かを判断基準としています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、毎年、会社法等に則り、各取締役から関連当事者に該当する取引の状況を聴取し、その内容につき外部会計監査人の監査を受けています。また、関連当事者間の取引がある場合は、取締役会規則に基づき、取締役会決議を受けています。

【補充原則2-4-1 多様性の確保についての考え方、目標、実施状況等】

当社は、新しい価値の創出にはダイバーシティ&インクルージョン(D&I)が重要と考え、2020年7月にD&Iの一層の推進に向けたトップコミットメントとして「ダイバーシティ宣言」を発表し、「多様な人材の育成」「多様な人材が活躍できる風土醸成」「多様な働き方の実現」の3つをダイバーシティの基本方針として様々な施策に注力しています。具体的なKPIとしては、例えば、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、女性管理職(課長級以上)の比率を2022年3月末時点までに7%以上にする等を目指しています。2021年7月からは、上位管理職への女性登用を支援する「スポンサーシッププログラム」も開始し、経営陣幹部の多様性確保を推進しています。取り組み状況については、当社ウェブサイトで常時公表しています。

<https://www.dnp.co.jp/sustainability/management/human-rights/diversity-inclusion/>

https://www.dnp.co.jp/news/detail/10161398_1587.html

なお、採用においては国籍やジェンダーに関わらず最適な人材の確保に努めるとともに、管理職への昇進においても外国人や中途採用者といった区分は設けず、各人の能力や成果に応じた登用を行っています。

人材育成とその環境整備については、階層別研修や選抜型研修、選択型研修など、社員に多種多様な学習機会を提供することを方針とし、マネジメント力の向上や新たな価値の創出を促しています。2019年には、事業ポートフォリオと連動させた人材ポートフォリオを策定し、ジョブ型とメンバーシップ型の両方の長所を掛け合わせたハイブリッドな人事諸制度を設けたり、メガトレンドの一つであるDX(デジタルトランスフォーメーション)を活かした価値創出のための外部の力も活用したICT人材強化制度も新設しました。また、社員個人の自立的なキャリア開発や、事業構造転換に伴う社員の学び直し(リスキル)を後押しし、支援しています。さらに、多様な人材から構成される経営陣幹部の後継者選定も重要課題として捉え、計画的な後継者計画、人材育成投資を行っています。

当社ウェブサイト:人事諸制度の再構築について

https://www.dnp.co.jp/media/detail/10159262_1563.html

https://www.dnp.co.jp/news/detail/10159038_1587.html

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金制度の資産運用は、「制度面」と「財政面」の両方を踏まえて運営しており、前者は人事・労務関係の人材、後者は経理関係の人材が適任と考えています。大日本印刷企業年金基金では、資産運用の責任者として「運用執行理事」が、また実務担当者として「事務長」が、その任にあっており、全社的な人事ローテーションの中で、「運用執行理事」には、兼任で経理部門の管理職クラスを、「事務長」には、専任の立場で人事・労務部門の管理職クラスを配置しています。

なお、運用機関や運用商品の選定にあたっては、会社から独立した基金の資産運用委員会で決定し、代議員会に報告、承認を得る仕組みになっています。(資産運用委員会は、適切な管理運営を行なうため、事務局の他、加入者側の立場で労働組合の役員、会社側の立場で経理部門、人事・労務部門の責任者が出席メンバーとなっています。)

このような体制により、企業年金の受益者と会社間の利益相反を適切に管理しています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念として「DNPグループは、人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する。」を掲げ、長期を見据えて主体的な事業活動を展開し、企業価値を安定的に拡大していくよう努めています。事業ビジョンには、「P&Iノベーションにより、4つの成長領域を軸に事業を上げていく。」ことを掲げ、独自の「P&I」(印刷と情報)の強みの掛け合わせとパートナーとの連携を通じた価値創出に努めています。こうした取り組みを通じて、持続可能な(サステナブルな)より良い社会と、より快適な人々の暮らしの実現に向けて、着実に成果を重ねて、「未来のあたりまえ」をつくり続けていきます。

現在は、2024年度の経営目標を設定した上で、2020年度から2022年度まで、3か年の中期経営計画を推進しています。この計画では、「P&Iノベーション」による価値創造と「成長を支える経営基盤の強化」という2つの基本方針に沿って、多様な施策を実行し、計画の達成に努めています。具体的な事業戦略や財務戦略、及び財務・非財務資本の強化に向けた取り組みなど中期経営計画の詳細については、「DNPグループ統合報告書2021」に掲載しています。

<https://www.dnp.co.jp/ir/library/annual/index.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の前記「1. 基本的な考え方」に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の後記「1. 機関構成・組織運営等に係る事項[取締役報酬関係]」に記載しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名にあたり、構成員を独立社外役員とする諮問委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会が審議・決定します。なお、監査役候補の指名については、取締役会の決定前に、監査役会の同意を受けます。

経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補の指名においては、その人物の人格・能力・見識・責任感・リーダーシップや、当社の企業規模や多岐にわたる事業分野において必要とされる広汎かつ専門的な知識・経験・判断力等の基準(加えて社外役員については別に定める独立性基準)を十分考慮のうえ、取締役会の多様性も勘案し、企業理念の実現に向けてその職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名については、取締役会において議案として上程し、十分な説明がなされたうえで決定しています。取締役・監査役候補の指名については、株主総会参考書類に略歴・地位・担当・理由等を記載しています。各候補者のスキル・マトリックス表を含め、「第127期招集ご通知」を当社ウェブサイト「株主総会資料」に掲載しています。

<https://www.dnp.co.jp/ir/library/soukai/>

【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティを巡る取り組みに関する基本的な方針等】

当社は、「人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する」ことを企業理念とし、その実現に向けて、常に長期を見据えて、事業活動と地球環境との共生も絶えず考えながら、持続可能なより良い社会と、より快適な人々の暮らしの実現に力を尽くしています。なかでもサステナビリティへの取り組みが事業活動や収益等に与える重要性を考慮し、当社が取り組むべき事業テーマである「4つの成長領域」の一つに「環境とエネルギー」を掲げ、環境関連事業などを注力事業と捉えるとともに、当社のサステナビリティへの取り組み状況について、経営戦略との整合性を意識した情報開示に努めています。

当社ウェブサイト:「サステナビリティ」

<https://www.dnp.co.jp/sustainability/>

また、現在の中期経営計画では「P&Iノベーション」による価値創造と「成長を支える経営基盤の強化」という2つの基本方針に沿った施策を実行しており、人的資本や知的資本を含む「非財務資本」と「財務資本」を統合的・戦略的に活用し、当社独自の強みである「P&Iノベーション」を加速することで持続可能な企業価値の拡大に努めています。

人的資本への投資に関しては、具体事例として、DX(デジタルトランスフォーメーション)を追い風とした人と教育、人と医療、人と衣食住をつなぐ価値創出に向けたICT人材の強化を図っており、また知的資本への投資に関しては、パテントポートフォリオを充実させて事業を有利に導くとともに、得られた権利を有効活用しています。

当社ウェブサイト:

「人材育成費用」実績

<https://www.dnp.co.jp/sustainability/management/human-rights/key-data/#anchor10>

「知的財産活動」

<https://www.dnp.co.jp/development/intellectual-property/index.html>

なお、当社は本社役員で構成するサステナビリティ委員会において、CSRに関わる方針・目標を審議しています。サステナビリティ活動の重点テーマとして、「SDGs達成に貢献するビジネス」「公正な事業慣行」「人権・労働」「環境」「責任ある調達」「製品の安全性・品質」「情報セキュリティ」「企業市民」の8項目を定め、国際社会が重視・優先する主要課題の推進を図っています。

当社ウェブサイト:「CSRマネジメント」

<https://www.dnp.co.jp/sustainability/management/>

特に気候変動への対応については喫緊の課題と認識し、2020年3月に「DNPグループ環境ビジョン2050」を策定し、「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現に向けた取り組みを強化しています。事業にもたらすリスクと機会抽出や、シナリオ分析による財務への影響評価を実施し、省エネルギー活動に加え、高効率機器の導入・更新や、再生可能エネルギーの導入などにより、自社拠点での事業活動に伴う温暖化効果ガス排出量を2030年までに2015年比40%削減、2050年までに実質ゼロとすることを目指すとともに、製品やサービスを通じて脱炭素社会の構築に貢献していきます。また、これらのシナリオ分析の結果や戦略については、国際的な枠組みであるTCFDが提言するフレームワークを活用することで、気候変動が事業に及ぼすリスクと機会について透明性を保ち、当社ウェブサイトや統合報告書等の媒体を通じて情報開示の質・量の拡充を

固っています。

当社ウェブサイト:

「環境」

<https://www.dnp.co.jp/sustainability/management/environment/>

「DNPグループ統合報告書2021」

https://www.dnp.co.jp/ir/ir-file/_/_icsFiles/afieldfile/2021/10/19/DNP_integrated2021j.pdf

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の決定範囲と経営陣に対する委任範囲の概要】

取締役会は、法令及び定款の範囲で、取締役会決議事項及び取締役への委任事項を、取締役会規則、稟議規程、組織規則等において定めており、経営や経理に関する重要な一般稟議事項、重要な組織に関する人事稟議事項、一定金額以上の設備投資に関する設備稟議事項などの項目に従って、取締役への委任範囲が明確に定められています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役を含む独立役員の独立性基準を、取締役会で決議しています。

基準については、本報告書の後記「独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 10 - 1 指名・報酬委員会の独立性、役割等】

当社は、取締役会の監督機能強化の一環として、独立社外役員のみで構成する諮問委員会を設置しています。取締役を含む経営陣幹部の指名・報酬などの重要な事項について、当社原案を諮問委員会に諮り、経営を担う人材のスキルや後継育成、ジェンダー等の多様性の観点など、経営から独立した立場で幅広く委員から助言・提言を受け、それを尊重することで、当社の取締役会における意思決定の客観性を高め、説明責任を強化できると考えています。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての多様性及び規模に関する考え方】

当社は、多岐にわたる事業分野において迅速・的確な経営判断を行うため、それぞれの専門的知識や経験を備えた業務執行取締役が経営の意思決定に参加することで多様性や適正規模を確保し、各取締役が責任と権限をもって職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としています。このような考え方に沿って、経営戦略の遂行に必要な候補者選定の過程で、各取締役・監査役の専門性等を一覧化したスキル・マトリックス表などを活用しています。また、経営に関する適正な監督機能を一層強化するため、他社で経営経験を有する者を含めた独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画しています。第127期定時株主総会における取締役・監査役候補者選任にあたっては、招集通知において選任の方法・手続とあわせてスキル・マトリックス表も開示しています。

<https://www.dnp.co.jp/ir/library/soukai/>

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の他社兼任状況】

取締役・監査役の他社役員の兼任については、合理的な範囲であることとし、これを取締役会で決議しています。また、他の上場会社の兼任状況は、原則として5社以内にとどめるとし、事業報告等で開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及び概要の開示】

当社は、2015年6月のCGコード適用開始以降、毎年4月頃、取締役会全体の実効性を評価しています。取締役・監査役にアンケートを実施し、その結果抽出された問題点の改善や強みの強化等の適切な措置を講じていく継続的なプロセスにより、取締役会全体の機能向上を図ることを目的としています。

昨年(2020年)3月に実施したアンケートでは、第三者機関のアドバイスを踏まえ、社会情勢を考慮したテーマへの取り組みなども評価対象とした結果、取締役会の実効性に問題はないとの評価を得ましたが、課題として、取締役会議案の準備段階における「グループ会社全体の視点」での社内議論の深耕などについて、引き続き改善を図っていくこととなりました。

この昨年の取締役会評価の結果を受け、当事業年度(2020年度)は、中期経営計画や事業投資案件における「グループ会社全体の視点」での社内議論の概要報告を充実させるといった取り組みを実施し、その上で、昨年の改善課題における進捗度を測る項目に絞ったアンケート調査を実施したところ、全般的に改善が図られたことが分析結果より確認できました。

一方で、ニューノーマルやグローバルレベルでの環境意識の高まりを受けた社会変化などに伴い、グループ全体の事業リスク等について、取締役会での議論の一層の充実化を図っていくことが求められていることから、2021年5月の取締役会において、このような課題へのさらなる取り組みに注力していくことについて、全役員で認識を共有しました。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、会社法及び「DNPグループ行動規範」に従って適切に職務を遂行するため、新任役員に対し、当社の事業全体への理解に加え、適切な投資判断に資する財務知識の習得やコンプライアンス意識を高めることの重要性について研修を実施しています。また、就任後においても、適宜、外部の専門家による講習・研修を受講・利用することができる体制としています。これらの費用負担については、会社に請求できます。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

(方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主を含めたあらゆるステークホルダーとの対話が不可欠であると捉え、「DNPグループビジョン2015」において、企業理念の実現に向けた「行動指針」として“対話”を明文化して掲げています。株主からの建設的な対話の申込みについては、IRを担当する取締役を中心に経営陣幹部が、合理的な範囲で対応することを基本としています。

(体制)

(i)当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組として、IR・広報本部を設置し、同本部担当取締役がこれを統括しています。

(ii)この統括の下、事業推進本部、法務部、経理本部等が日常的に連携し、情報共有と課題解決に努め、株主との対話の効果を一層高めるための有機的な体制を構築し、運用しています。

(iii)この体制を活かし、定期的に株主判明調査を実施することで株主構造の把握に努めながら、株主・機関投資家等との個別ミーティング、取締役及び執行役員による決算説明会・中期経営計画説明会、ESG説明会などを通じて率直な意見交換を実施するとともに、技術戦略セミナー等の適宜開催、IR資料の内容の充実や当社ウェブサイトでの公表など、多様な対話手段を講じています。

(iv)その結果等は、担当取締役を通じて取締役会に報告され、経営の意思決定に活用するとともに、株主を含むステークホルダーとのさらなる建設的な対話の促進につなげています。

(v)当社は、情報開示について「ディスクロージャーポリシー」(<https://www.dnp.co.jp/ir/faq-policy/disclose/>)

を定め、自主的開示に積極的に取り組むとともに、インサイダー情報の漏洩防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	45,509,800	16.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	16,014,200	5.92
第一生命保険株式会社	9,264,607	3.43
自社従業員持株会	8,022,571	2.97
株式会社みずほ銀行	5,706,600	2.11
日本生命保険相互会社	4,735,588	1.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	4,456,800	1.65
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234	4,141,907	1.53
ジェービー モルガン チェース バンク 385781	3,504,731	1.30
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,329,000	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記の大株主の状況に関する注記

- 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が46,755,254株あります。
- 第一生命保険株式会社については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が1,882,000株あります。
- 2020年3月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No.2)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2020年3月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
なお、当社は2021年5月24日付で、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を実施し、発行済株式総数が7,000,000株減少し、317,240,346株となっていますが、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、当該消却前の割合で記載しています。

(大量保有報告書内容)

氏名又は名称: 株式会社三菱UFJ銀行
住所: 東京都千代田区丸の内2-7-1
所有株式数: 1,293千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.40%

氏名又は名称: 三菱UFJ信託銀行株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内1-4-5
所有株式数: 12,466千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 3.84%

氏名又は名称: 三菱UFJ国際投信株式会社
住所: 東京都千代田区有楽町1-12-1
所有株式数: 2,715千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.84%

所有株式数 計: 16,475千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 計: 5.08%

- 2017年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社が2017年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
なお、当社は2017年10月1日付にて株式併合(当社普通株式2株につき1株の割合で併合)を実施していますが、下記の所有株式数は株式併合前の株数を記載しています。
また、当社は2021年5月24日付で、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を実施し、発行済株式総数が7,000,000株減少し、317,240,346株となっていますが、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、当該消却前の割合で記載しています。

(大量保有報告書内容)

氏名又は名称: ブラックロック・ジャパン株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内1-8-3

所有株式数:11,523千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:1.74%

氏名又は名称:ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク
住所:米国 ニューヨーク州 ニューヨーク イースト52ストリート 55
所有株式数:1,391千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.21%

氏名又は名称:ブラックロック・ライフ・リミテッド
住所:英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
所有株式数:1,541千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.23%

氏名又は名称:ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
住所:アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス
所有株式数:2,318千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.35%

氏名又は名称:ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
住所:米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
所有株式数:6,554千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.99%

氏名又は名称:ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ
住所:米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
所有株式数:9,939千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:1.50%

氏名又は名称:ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド
住所:英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
所有株式数:1,214千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.18%

所有株式数 計:34,483千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 計:5.20%

5. 2021年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社が2021年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

(大量保有報告書内容)

氏名又は名称:三井住友信託銀行株式会社
住所:東京都千代田区丸の内1-4-1
所有株式数:500千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.16%

氏名又は名称:三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
住所:東京都港区芝公園1-1-1
所有株式数:8,392千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:2.65%

氏名又は名称:日興アセットマネジメント株式会社
住所:東京都港区赤坂9-7-1
所有株式数:7,139千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:2.25%

所有株式数 計:16,031千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 計:5.05%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を3社有しています。

株式会社インテリジェント ウェーブについては、同社が有する金融システムソリューション及び情報セキュリティ技術・製品の活用、丸善CHIホールディングス株式会社については、同社が展開している電子図書館や地域コミュニティの活性化支援による地域創生への貢献事業における協働、また北海道コカ・コーラボトリング株式会社については、包装資材や充填機器などの供給に加えて飲料製品を通じた地方創生ビジネスへの展開など、様々なテーマにおいて当社との相乗効果が期待できることから、当該上場子会社を有する意義があると判断しています。

一方、これらの上場子会社は、親会社の不適切な介入により少数株主の利益を毀損しないよう、各社がそれぞれ独自の意思決定手続に基づいて経営判断を行っており、複数の独立社外取締役を取締役会の構成員とするなど、独自のコーポレート・ガバナンス体制を構築・運用しています。当社は、株主としての権利行使を通じて、DNPグループ全体の価値向上という目的を共有するとともに、各子会社が上場企業としてのメリットを活かしつつ、経営の効率化が図れるよう、それぞれの経営に限定的に関与しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
宮島 司	学者														
富澤 龍一	他の会社の出身者														
笹島 和幸	学者														
森田 育男	学者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮島 司			法律の専門家としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。

富澤 龍一		企業経営者としての長年の経験と幅広い知見等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
笹島 和幸		学識経験者としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
森田 育男		学識経験者としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役

補足説明

当社は、取締役会の監督機能強化の一環として、当社の取締役・監査役候補者の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保するため、独立性を有する社外役員を構成員とする諮問委員会(事務局:法務部)を設置しています。

当社諮問委員会は、指名委員会及び報酬委員会の双方の機能を担う、2015年に設置した任意の委員会であり、2021年3月期においては3回開催し、役員報酬の方針や額、当社の経営を監督するための取締役候補者のスキルといったアジェンダで審議されました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適時監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っています。

当社の内部監査部門である監査室は、「内部監査規程」に則り、業務執行部門から独立した客観的な視点でDNPグループの会計監査、業務監査を実施しており、その状況等を定期的に監査役及び会計監査人へ報告しています。また、監査役は、監査室と定期的に情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

は総収入金額の2%の額を超える者]とする者又はその業務執行者

(3)当社グループの主要な取引先[(注)当社グループが製品又はサービスを提供する取引先グループであって、当社グループから当該取引先グループに対する製品又はサービスの取引金額が、当社グループの直近事業年度における連結年間売上高の2%の額を超える者]又はその業務執行者

(4)当社グループの主要な借入先[(注)当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%を超える貸付を行っている者]又はその業務執行者

(5)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[(注)当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において、年間1000万円又はその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産]を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者)

(6)当社の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者

(7)当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者

(8)当社の法定監査を行う監査法人に所属する者

(9)最近(1年以内)において、上記(2)から(8)に該当していた者

(10)上記(1)から(5)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(二親等内の親族)

(11)社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(過去10年前から現在までに該当する者)

(12)当社が寄付[(注)直近3事業年度の平均で年間1000万円又は寄付先の年間総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付]を行っている先又はその業務執行者(過去10年前から現在までに該当する者)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬から構成されています。業績連動報酬は、主として当事業年度の連結業績と貢献度等を勘案していることから、一定のインセンティブ付与を実施していると考えています。また、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報酬制度の性格を持たせるべく、固定報酬の一部を当社役員持株会に毎月拠出し自社株購入に充てるものとし、当該株式は在任期間中保有することとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬の総額が1億円以上である者に限定して開示しています。

2021年3月期の取締役及び監査役に対する報酬の内容は以下のとおりです。

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 11名 847百万円

監査役 5名 128百万円

(注)1.上記金額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額(取締役210百万円)が含まれています。

2.上記金額には、社外役員の報酬の額 7名 146百万円が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【当社の経営陣幹部・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要】

当社取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算定しています。当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針やその額の決定にあたり、客観的な報酬市場データを参考に水準を設定し、独立社外役員(社外取締役2名及び社外監査役1名)で構成する諮問委員会の審議・検討を経ていきます。なお、2020年度における報酬等の決定方針は、その検討内容を尊重して、2020年4月20日開催の取締役会で決議しています。

2020年度においては、取締役会で各人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役社長北島義育に委任する旨の決議をし、受任した同氏がこれを決定しています。これらの権限を取締役会が委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからです。

当社は、代表取締役社長が委任を受けた権限を適切に行使するよう、諮問委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った

うえで、代表取締役社長がその検討内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しています。当社取締役会は、上記のとおり、諮問委員会における決定方針との整合性を含めた多角的な検討を経て取締役の個人別の報酬額を決定していることから、2020年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬から構成されています。固定報酬は、基本的には役位を基準として、担当する職務、責任等の要素を勘案し、また業績連動報酬は、主として当事業年度の貢献度等を勘案して、それぞれ決定します。固定報酬と業績連動報酬の構成比率はおよそ「固定報酬70」：「業績連動報酬30」となります。なお、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報酬制度の性格を持たせるべく、固定報酬の一部(原則として10%)を当社役員持株会に毎月抛出し自社株購入に充てるものとし、当該株式は在任期間中保有することとしています。これらを勘案すると、2020年度における報酬構成比は、実質的にはおよそ「固定報酬65」：「業績連動報酬35」程度となります。今後は、業績連動報酬の割合を高めていきます。

業績連動報酬に係る指標は、「連結営業利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」、及び「ROE」としており、当該指標を選択した理由は、業績連動報酬に事業年度の連結業績を明確に反映するためです。

当社執行役員の報酬については、業務執行取締役と同様の方針に基づき決定しています。

社外取締役については、独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬のみとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、定例開催される社外役員連絡会に出席し、法務担当執行役員及び取締役会事務局に対して、取締役会の運営等に関する提言・意見表明を行っています。

なお、監査役に対しては、その職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを置いており、社外監査役の職務についても補助しています。内部監査部門である監査室及び内部統制の統括部門である企業倫理行動委員会は、その監査内容、業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等について、それぞれ定期的に監査役へ報告しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社では、役員経験者が退任後、社業に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社の求めに応じて助言を行うため、一定期間、顧問に就任することがありますが、経営に関する権限は有しておりません。なお、当社には相談役はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、多岐にわたる事業分野に関し、それぞれの専門的知識や経験を備えた取締役が経営の意思決定に参加し、責任と権限をもって職務を遂行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としています。また、経営に関する的確かつ迅速な意思決定、それに基づく円滑な業務執行、及び適正な監督機能を一層強化するため、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画するとともに、取締役会で選任された執行役員(24名)が、取締役会で決定する業務の執行につき責任と権限をもって実施できる体制としています。

当社は、経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築するとともに、事業年度における経営責任をより一層明確にするために、取締役及び執行役員の任期を1年としています。

当社取締役会は、社外取締役4名を含む12名で構成され、「取締役会規則」に基づき、その適切な運営を確保しています。取締役会は原則として月1回開催され、必要に応じて執行役員が報告者として出席し、重要な経営課題について審議・決定されています。なお、経営活動の迅速性及び効率性を高めるため、業務執行取締役で構成する経営会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等について検討・審議しています。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、独立性を有する社外役員で構成される諮問委員会における助言・提言を踏まえることで、その意思決定過程の透明性を高めています。2021年3月期に開催された上記会議の頻度は、それぞれ、取締役会13回、経営会議13回、諮問委員会3回となります。

諮問委員会構成(2021年6月29日時点)

・議長 宮島独立社外取締役(法律学者/弁護士) 男:70歳
 ・委員 笹島独立社外取締役(情報理工学者) 男:67歳
 ・委員 石井独立社外監査役(弁護士) 女:65歳

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名や社外監査役3名を含む5名から構成され、各監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施しており、必要に応じて取締役及び執行役員等に対して、業務執行に関する報告を求めています。2021年3月期に開催された監査役会は、18回となります。

当社では、的確な経営の意思決定、適正かつ迅速な業務執行、並びにそれらの検査及び監査を可能とする体制を維持していくため、企業倫理行動委員会が、コンプライアンス体制を推進するための内部統制統括組織として、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に基づき業務執行部門を検査、指導し、運用状況等について定期的に監査役へ報告しています。また、監査室(人員:12名)が、「内部監査規程」に基づき会計監査・業務監査を実施し、監査役及び会計監査人へ実施状況を報告することで、業務の適正を確保しています。

2021年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

澁谷 徳一、米倉 礼二、森岡 宏之

・所属する監査法人
アーク有限責任監査法人

・会計監査業務に係る補助者数
公認会計士 17名、その他 27名

・継続監査期間
1983年5月期～

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役会設置会社の機関設計を採用しつつ、社外取締役や執行役員制度の導入に加えて、任意の委員会を設置・運営することで、取締役会の適正性・機動性・柔軟性及び多様性を確保しています。

当社の社外取締役4名及び社外監査役3名は、当社と直接利害関係を有するものではなく、当社業務から独立した視点で経営に対する中立的な監督、監査が行われていると考えます。

社外取締役は、社内取締役に対する監督機能に加え、見識に基づく経営助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献する役割を担っています。社外監査役は、会計監査及び業務監査双方の妥当性を高め、経営に対する監視機能を果たしています。

このようなコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資することができると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月29日開催の定時株主総会の招集通知を6月8日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	定時株主総会において、電磁的方法による議決権行使は可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「CJ」が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類等の英文を、和文の招集通知と同時に、6月4日に東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しました。
その他	招集通知記載の事業報告等の動画を、総会当日まで当社ウェブサイトにて配信しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様に対して、透明性・公平性・継続性を基本とし、適時・適切な情報開示を行うため、情報開示の基準、情報開示の方法、沈黙期間について、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。(https://www.dnp.co.jp/ir/faq-policy/disclose/)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年8月、11月及び2021年5月に機関投資家・アナリスト向け説明会を開催しました。また、個別ミーティングを年間約120回実施しました。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信(日本語版・英語版)、統合報告書(日本語版・英語版)、データブック(日本語・英語共通版)、株主通信「DNPレポート」(日本語版)、有価証券報告書などのIR資料を当社ウェブサイトのIRコーナーに掲載しています。 https://www.dnp.co.jp/ir/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報本部を設け、専任者6名の体制でIR対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念を実現するためのあらゆる活動の前提となり、また、自らを律し、法律はもとより高い倫理観にもとづいた行動をとり続けるための規範として「DNPグループ行動規範」を定めています。この行動規範は、当社と社会の双方にとって重要であると考えられる10テーマで構成されており、そのうちのひとつとして「人間の尊厳と多様性の尊重」を掲げ、「私たちは、人間の尊厳を何よりも大切なものと考え、あらゆる人が固有に持つ文化、国籍、信条、人種、民族、言語、宗教、性別、年齢や考え方の多様性を尊重し、規律ある行動をとります。」と規定しています。 DNPグループの全ての社員は、この「DNPグループ行動規範」の内容と精神を十分に理解して、株主や顧客・生活者、取引先、地域社会、社員を含めた社会全体に対する社会的責任を強く自覚し、強い遵法精神と社会倫理に基づいて、日々良識を持って行動しなければなりません」と定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則に基づいて取締役会が決議した、当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団（DNPグループ）の業務の適正を確保するための体制の整備の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要（2021年3月時点）は次のとおりです。

(1) DNPグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、原則として月1回開催される取締役会において、DNPグループにおける重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。また、業務執行取締役で構成される経営会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等についての検討・審議を行います。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、独立性を有する社外役員で構成される諮問委員会における助言・提言を得ることとしています。

当社は、DNPグループの全ての役職員の行動の規範として制定した「DNPグループ行動規範」の徹底を図ります。

当社は、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に基づき、DNPグループのコンプライアンス体制における内部統制の統括組織として企業倫理行動委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備します。

当社は、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、DNPグループの内部監査及び指導を行います。

当社は、DNPグループにおける内部通報の窓口である「オープンドア・ルーム」を社内外に設置し、また資料調達先及び業務委託先からの情報提供の窓口である「サプライヤー・ホットライン」を設置することにより、DNPグループの役職員の法令違反等に関する通報・情報を受け、その対応（通報者に対して不利な取扱いをしないことを含みます）を行います。

【運用状況の概要】

・当社取締役会は、独立性を有する社外取締役4名を含む10名で構成され、当期は13回開催し、「取締役会規則」に基づき重要事項につき審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行等を監督しました。また、経営会議を13回開催し、経営上の重要な案件について検討・審議を行いました。諮問委員会は3回開催し、取締役の報酬や候補者の指名等の重要事項について審議が行われ、助言・提言を受けました。

・「DNPグループ行動規範」をDNPグループの全ての役職員に配布するとともに、当社企業倫理行動委員会を中心に、新入社員研修などの階層別研修の機会を通じて、周知徹底を図っています。当社企業倫理行動委員会は、毎月1回以上開催し、DNPグループにおけるコンプライアンスに関する重要事項について適切に審議するとともに、国内外の社員が直接情報提供を行うことができる通報窓口を社内外に設置し、また資料調達先及び業務委託先からの通報窓口も設置して、その周知・徹底を図り、適切に運営しています。当社監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務執行部門から独立した立場で、監査計画に則り、当社各基本組織及びグループ会社の内部監査及び指導を実施し、その結果は、当社代表取締役社長、当社監査役及び会計監査人に報告しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理について定めた規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子文書に記録し、適切に保存・管理します。

【運用状況の概要】

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ基本規程」並びに「文書管理基準」及び「電子情報管理基準」に従い、担当部門にて適切に保存・管理しています。

(3) DNPグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

DNPグループにおけるコンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、製品安全、インサイダー取引及び輸出管理等の経営に重要な影響を及ぼすリスクについては、各リスクに対応する組織において、規程等の整備並びに各基本組織及び各グループ会社に対する検査・指導・教育を実施し、リスクの低減及び未然防止に努めるとともに、リスク発生時には、速やかにこれに対応し、損失の最小化を図ります。また、定期的なリスクの棚卸しを行い、経営に重要な影響を及ぼす新たなリスクについては、速やかに対応すべき組織及び責任者を定めます。

【運用状況の概要】

当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、経営に重要な影響を及ぼすリスクを選定し、そのリスクに対応すべき組織及び責任者を定めています。各専門の委員会及び本社各基本組織は、そのリスクに対する評価・改善活動を実施し、そのリスクの未然防止に努めており、その活動内容については、当社企業倫理行動委員会に報告しています。

(4) DNPグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程等で定める範囲において、業務執行取締役から各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切な権限委譲を実施することにより、業務執行の効率化を図ります。

当社は、各グループ会社が制定・整備する規程等を通じて、DNPグループにおける効率的な業務執行体制の構築を図ります。

【運用状況の概要】

当社は、業務執行取締役の権限を、「組織規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の規程等に基づき、各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切に委譲し、責任体制の明確化を図っています。各グループ会社においても、各社の事業内容、規模等に照らして制定された規程等に基づき、職務権限の整備が行われています。

(5) その他DNPグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制等に関して、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、各グループ会社には、これらを基礎として、規程等を制定・整備するよう指導します。

各グループ会社には、前号の規程等に基づき、それぞれの事業内容・規模等を勘案して、親会社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた規程等を自律的に整備させ、各グループ会社の取締役等の重要な職務執行に関する当社への報告体制を構築・運用させるとともに、その職務執行が、法令及び定款に適合すること及び効率的に行われることを確保します。

DNPグループは、毎事業年度、当社各基本組織及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用状況を確認するとともに、その内容を当社企業倫理行動委員会に報告します。

【運用状況の概要】

・各グループ会社は、当社の「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を基礎として、本社各基本組織の指導のもと、各社の事業内容、規模等を踏まえた規程等を制定・整備しています。また、重要な意思決定については、当社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた「稟議規程」に基づき、当社との事前協議又は当社へ事後報告を行っています。

・当社各基本組織及び各グループ会社は、コンプライアンス体制における内部統制の整備・運用状況を確認し、当期末までに「部門確認書」として

取り纏め、当社企業倫理行動委員会に報告しています。当社企業倫理行動委員会は、その結果について各法令等を主管する本社各基本組織に伝達し、本社各基本組織はその状況を確認し、必要に応じて、各基本組織及び各グループ会社に対して指導・教育を実施しています。

・当社監査室、当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、当社各基本組織及び各グループ会社の内部統制の整備・運用状況について、監査もしくは検査、指導・教育を行っています。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するための専任スタッフを配置するため、監査役室を設置します。当該スタッフは、当社監査役の指揮命令のもとに職務を執行しなければならないものとし、その人事考課、異動、懲戒等については、当社監査役会の同意を得るものとします。

【運用状況の概要】

当社は、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを1名選任しています。当該スタッフに対しては、業務執行の実効性を確保するため、適切な調査・情報収集権限を付与しており、その人事考課、異動、懲戒等については、当社監査役会の同意を得ています。

(7) DNPグループの取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、必要に応じて、いつでもDNPグループの役職員に対して、業務執行等に関する報告を求めることができるものとし、DNPグループの役職員は、法令及び規程等に定められた事項のほか、当社監査役から報告を求められた場合は、速やかに報告を行います。

当社監査役は、当社代表取締役社長及びグループ会社監査役との間で、それぞれ定期的又は随時に意見交換を行います。

当社監査役の職務の執行上必要と認める費用については、当社が負担するものとし、当社監査役会は、事前・事後に当社に請求できるものとします。

【運用状況の概要】

・当社監査役は、DNPグループの役職員から監査に必要な情報について適宜適切に報告を受けており、DNPグループに対する監査内容及びDNPグループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用状況等については、当社監査室及び当社企業倫理行動委員会からそれぞれ定期的に報告を受けています。

・当社監査役は、当社代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、グループ会社の監査役とは、適宜連絡会を開催しています。

・当社監査役の職務に関する費用は当社に必要と認められる範囲において当社負担としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断に向けた体制については、「DNPグループ行動規範」において反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には関係遮断を可能とする取り決めを、各取引先との間ですすめます。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づいて決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断についても、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大量買付行為の中には、大量買付者のみが他の株主の犠牲の上に利益を得るような大量買付行為、株主が買付けに応じるか否かの判断をするために合理的に必要な期間・情報を与えない大量買付行為、大量買付け後の経営の提案が不適切である大量買付行為、大量買付者の買付価格が不当に低い大量買付行為等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の企業理念を理解し、当社の様々なステークホルダーとの信頼関係を築きながら、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることができる者でなければならないと考えます。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現のための取り組み

当社は、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の検討のために必要な時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、及びその他関連法令に基づき、適宜適切な措置を講じます。また、取締役会の意見等の開示にあたっては、その内容の客観性を確保するため、社外役員で構成する独立した委員会に取締役会としての意見を諮問するとともに、本委員会の答申を最大限尊重します。

当社取締役会では、この取り組みに公正性・中立性・合理性が担保されていると考えますので、上記の基本方針に沿うものであり、また、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に対して「ディスクロージャーポリシー」を公表し、透明性・公平性・継続性を基本に、関連法令及び東京証券取引所の「適時開示規則」に従い、適時適切に会社情報の開示を行うとともに、これに加えて、当社への理解を得ていただく上で必要または有用と思われる情報についても、迅速かつ積極的に、情報開示を行っています。

2. 適時開示の社内体制

(1) 情報開示委員会の設置及び情報開示規程の制定

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議において、財務報告の信頼性を確保するための体制及び当社が会社情報の適時適切な開示を行うための体制を整備するため、当社の担当取締役及び執行役員で構成された「情報開示委員会」を設置し、また、その具体的な運営体制を明確にするため、「情報開示規程」を制定しています。

(2) 情報開示委員会の役割

情報開示委員会は、決算に関する情報、決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、その他投資家等に重大な影響を与える可能性のある会社情報について、その開示の要否、内容、方法及び時期等につき、「情報開示規程」に従って、審議、承認を行います。また、次項に定める会社情報の収集・開示体制及び手続の有効性を、継続的に評価しています。

なお、情報開示委員会事務局は、情報開示委員会の付託に基づき、委員会の活動を補佐します。

(3) 会社情報の収集・開示体制及び手続

情報開示委員会は、DNPグループの各組織における部門情報管理者を通じて、それぞれが所轄する社員から報告される会社情報を収集し、「情報開示規程」に従って、当該情報の開示の要否、内容、方法及び時期等につき審議を行い、開示の承認後、速やかに開示します。なお、決定事実に関する情報や決算に関する情報等、当社取締役会の決議を要する会社情報については、当該取締役会開催に先立ち、情報開示委員会による開示の承認が行われ、当該取締役会決議後に開示されます。

(4) 教育・研修

情報開示委員会は、DNPグループ全社員に対して、会社情報の適時適切な開示の重要性や会社情報の収集・開示体制及び手続について、社内研修等を通じて周知徹底に努めます。

(5) 検査・監査体制

情報開示委員会は、DNPグループの内部統制を統括する企業倫理行動委員会に対して、定期的に活動状況を報告し、同委員会の検査・指導を受け、適切な収集・開示体制の維持・向上を図っています。

また、当社監査室は、情報開示委員会その他のDNPグループにおける開示に係る体制及び手続を監査します。

